

原因分類表1(主要電気工作物破損事故、波及事故の場合)

| 原因別 | | 内容 |
|-------|----------|--|
| 大分類 | 小分類 | |
| 設備不備 | 製作不完全 | 電気工作物の設計、製作、材質等の欠陥によるもの。 |
| | 施行不完全 | 建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの。 |
| 保守不備 | 保守不完全 | 巡視、点検、手入等の保守の不完全によるもの。 |
| | 自然劣化 | 製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず、電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。 |
| 自然現象 | 風雨 | 雨、風又は暴風によるものをいい、風のために飛来した樹木片等の接触によるものを含む。 |
| | 氷雪 | 雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ、又は暴風雪によるもの。 |
| | 雷 | 直撃雷又は誘導雷によるもの。 |
| | 地震 | 地震によるもの。 |
| | 水害 | 洪水、高潮、津波等によるもの。 |
| | 山崩れ、雪崩 | 山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。 |
| | 塩、ちり、ガス | 塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。 |
| 故意過失 | 作業者の過失 | 作業者(自社又は自社の工事請負者の命をうけて作業に従事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 |
| | 公衆の故意・過失 | 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう。以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 |
| | 伐木 | 電気工作物に接近した樹木を伐採したため電気工作物の機能に障害を与えたもの。 |
| 他物接触 | 樹木接触 | 樹木の傾斜又は倒壊による接触又は接近によるもの。なお、電気工作物の設置者が当然伐採すべき範囲の樹木の接触によるものは、「保守不完全」とする。 |
| | 鳥獣接触 | ねこ、ねずみ、へび、又は鳥類の接触、営巣等によるもの。 |
| | その他の他物接触 | たこ、ラジオゾンデ、アドバルーン、模型飛行機、熱気球等の接触によるもの。 |
| 他事故波及 | 自社 | 自社の他の電気工作物の事故が波及したもの。 |
| | 他社 | 自社以外の電気工作物の事故が波及したもの。 |
| 燃料不良 | 燃料不良 | 設計燃料と著しく異なる成分の燃料を使用することによるもの。 |
| 火災 | 火災 | 電気工作物に接近した家屋の火災、山火事、山焼き等の類焼によるもの。 |
| その他 | その他 | 各表ごとにその表の「原因」の項のいずれの分類にもはまらないもの。 |
| 不明 | 不明 | 調査しても原因が明らかでないもの。 |

原因分類表2(電気火災事故、感電死傷事故の場合)

| 原因別 | 内容 | |
|--------|---------------------|--|
| 電気火災 | 設備不備 | 原因分類表1の「設備不備」に同じ。 |
| | 保守不備 | 原因分類表1の「保守不備」に同じ。 |
| | 自然災害 | 原因分類表1の「自然現象」に同じ。 |
| | 故意・過失 | 原因分類表1の「作業者の過失」、「公衆の故意・過失」及び「伐木」に同じ。 |
| | 無断加工 | 電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。 |
| | その他 | 上記のいずれの分類にもはまらないもの。 |
| 感電・作業者 | 作業準備不良 | 作業計画、工具、資材又は防具の点検、検電、給電関係の打合せ等の作業準備の不良によるもの。 |
| | 作業方法不良 | 作業手順の無視、作業上の連絡確認の不十分、接地の不備、命令に対する不服従等によるもの。 |
| | 工具防具不良 | 作業着手前の点検によっては発見されなかった工具又は防具の欠陥によるもの。 |
| | 電気工作物不良 | 電気工作物の施設上の欠陥によるもの。 |
| | 被害者の過失 | 服装の不良、技術の未熟、心身状態の欠陥等によるもの。 |
| | 第三者の過失 | 被害者に過失がなく他人の人為的行為によるもの。 |
| 感電・公衆 | その他 | 上記のいずれの分類にもはまらないもの。 |
| | 電気工作物不良 | 電気工作物の施設上の欠陥によるもの。 |
| | 被害者の過失 | 伐木、屋上作業等の際の不注意、無断昇柱、たこ揚げ、電線の盗取、魚とり等によるもの。 |
| | 第三者の過失 | 被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。 |
| | 自殺 | 自殺の目的で感電したもの。 |
| | 無断加工 | 電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。 |
| その他 | 上記のいずれの分類にもはまらないもの。 | |

原因分類表3(電気工作物の破損等による死傷・物損事故の場合)

| 原因別 | 内容 |
|----------|--|
| 電気工作物の欠陥 | 原因分類表1の「設備不備」又は「保守不備」によるもので損傷、破壊を伴わないもの。 |
| 電気工作物の損壊 | 電気工作物の損壊、破壊によるもの。 |
| 電気工作物の操作 | 被害者又は第三者の人為的行為によるもの。 |
| その他 | 上記のいずれの分類にもはまらないもの。 |